

各 位

大学院医歯薬学総合研究科等事務部

特定類型該当性にかかる誓約書の提出について（通知）

大学の安全保障輸出管理を強化するため、別紙のとおり誓約書を提出していただくことになりました。

については、下記のことに注意のうえ、提出してください。

記

- 1 対象者 令和4年5月1日以降に採用された新規採用者。
国籍は問いません。
- 2 その他
 - (1) 誓約書は、「特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート」を参照のうえ、記入してください。
詳細は、研究推進機構のHPをご確認ください。
<https://www.orzd.okayama-u.ac.jp/kenkyusha/anzenhoshou/>
 - (2) 誓約書は、学内便（津島行）を使って、下記担当に直接提出してください。
研究推進機構 価値創造総合リスクマネジメント本部（津島キャンパス）
 - (3) 本件についての問い合わせは、下記の連絡先までお願いします。
研究推進機構 価値創造総合リスクマネジメント本部（津島キャンパス）
電話：086-251-8463 E-mail: export-control@okayama-u.ac.jp

以上

令和4年 4月 11日

部局等の長 殿

研究担当理事
輸出管理統括責任者
那 須 保 友

「岡山大学安全保障輸出管理規程」等の改正について（通知）

昨今の国際情勢を踏まえ、安全保障輸出管理の重要性が増す中で、大学においても、留学生・外国人研究員等の受入れや共同研究の国際化の進展などを通して、大学が保有する機微技術が安全保障上懸念のある国家やテロリストに渡るのを防ぐため、安全保障輸出管理の重要性はますます高まっています。

これを受け、令和3年6月、産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会において、「みなし輸出」管理（※）の運用明確化を盛り込んだ中間報告が発表されました。同月、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等において、「みなし輸出」管理の強化を「2022年度までに実施」することが閣議決定されました。その後、8月～9月にかけて、関連する省令・通達の改正についてパブリックコメントを実施し、令和3年11月18日に公布、公表されました。本省令・通達については、令和4年5月1日から施行、適用されます。

（※）「みなし輸出」管理とは、国内での安全保障関連（武器や大量破壊兵器に使用し得る）技術の提供を、輸出とみなして外為法の管理対象におく制度を言います。

本学では、前述の省令・通達改正に合わせて「岡山大学安全保障輸出管理規程」等を改正し、同日の令和4年5月1日に施行する予定です。具体的な内容については、別添のとおりとなりますので、確認いただきますとともに、新たに必要になった措置・対応については、適切な実施について万全を期していただきますよう部局内への周知等をお願いします。

添付書類

- ・「みなし輸出」管理の強化にかかる関係省令・通達の改正に伴う、「岡山大学安全保障輸出管理規程」及び「岡山大学安全保障輸出管理における事前確認、該非判定・取引審査等に関する要項」の改正について
- ・外為法に基づく「みなし輸出」管理の概要
- ・岡山大学安全保障輸出管理規程（改正箇所明示版）
- ・岡山大学安全保障輸出管理における事前確認、該非判定・取引審査等に関する要項（改正箇所明示版）
- ・「みなし輸出」管理の強化にかかる大学において必要な措置、対応について
- ・誓約書_様式3（類型該当性誓約）
- ・誓約書の参考資料 簡易チェックフローチャート

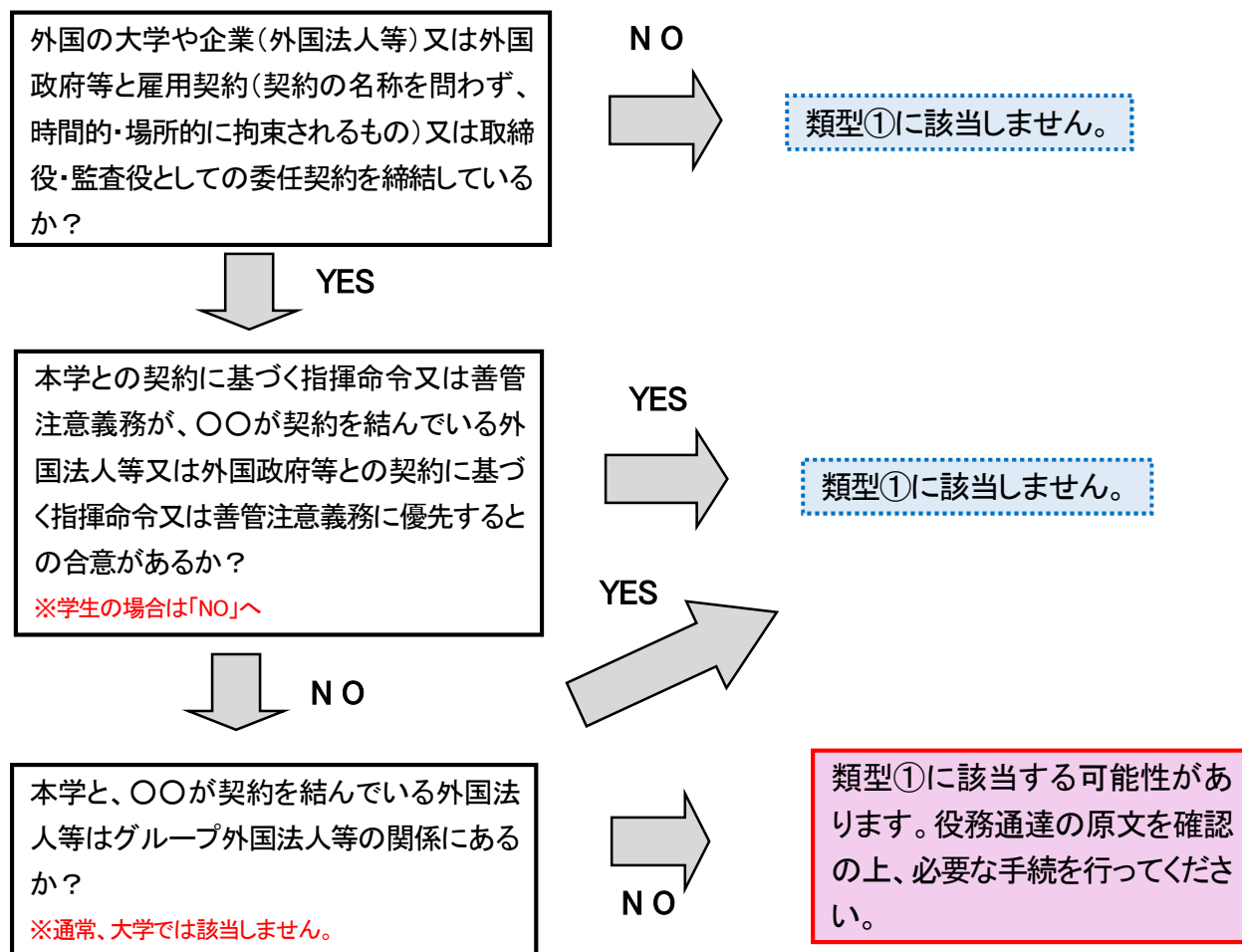
本件担当：研究推進機構 価値創造統合リスクマネジメント本部 高城
内線 8463
E-mail: export-control@okayama-u.ac.jp

特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート

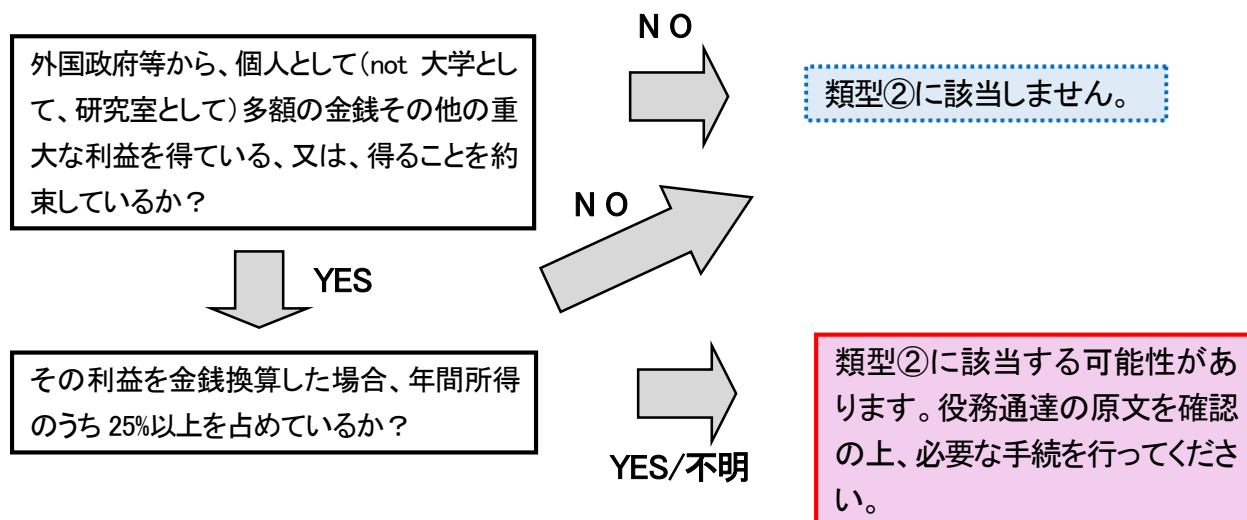
※ 本資料は、大学の教職員や学生の特定類型該当性について、誓約書記載のために本人が確認する際や大学側が関係書類から確認する際に補助的に使用することを想定したものです。特定類型該当性の要件に関する正確な文言は必ず役務通達の原文を確認してください。(「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」33頁～39頁参照)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

■ 特定類型①: 外国政府や外国法人と雇用契約等を結んでいる場合



■ 特定類型②: 外国政府等から経済的利益を受けている場合



年 月 日

誓約書

岡山大学長 殿

所属 _____
採用 _____ 年 月 日
氏名 _____
(署名) _____

私は、岡山大学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、岡山大学の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しません。

※いずれかにを入れてください。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

- (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

以上

※ 「特定類型」については、

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/jp_daigaku.pdf

の4頁を参照してください。